公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書 及び事業提案書等の提出を招請する。

令和7年10月24日

甲府市長 樋 口 雄 一

## 1 業務名

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス・活動A 「いきいき買い物(生きがい)リハビリ事業」

#### 2 業務概要

身体・認知機能の維持・向上及び閉じこもりや孤立の防止、地域住民同士の関係構築・維持による地域の支え合い体制づくりの推進を図ることを目的に、元気アップチェック(基本チェックリスト)により、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、サービス・活動事業の事業対象者として登録された者、あるいは要支援1又は要支援2の認定を受けている者に、買い物を活用したリハビリ事業(通所型サービス・活動A)を実施する。

### 3 履行期間

令和7年12月1日(月)から令和8年3月31(火)までとする。

### 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 別紙仕様書に定める事業内容の履行及び人員配置が可能な法人又は個人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 また法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) 公告の日から契約締結日までの期間に、「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 公告の日以前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。 また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を 経過していること。
- (7) 国税及び事業所等が所在する市町村の税を滞納していない者であること。

# 5 手続き等

(1) 実施要領等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等を、甲府市のホームページにて公表するため、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

# 6 連絡先

甲府市 福祉部 福祉支援室 地域包括支援課 地域包括支援係

住 所 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎2階

電 話 055-237-5484 (直通)

電子メール huktshien@city.kofu.lg.jp